

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

## 注目される有限会社の非課税措置

Q：有限会社の増資の際、配当に対する非課税制度があるそうですが、詳しく教えてください。

A：有限会社の最低資本金までの増資手段として、有限会社の行う配当については非課税とされていますので、これを利用した増資が注目されています。

有限会社の配当の非課税特例は、①6年4月1日～8年3月31日に行われる利益の配当の全部または一部を、②増資の出資払込みに充てた場合、③資本金が300万円に達するまでの金額については、所得税を課さないというものです（措置法9条の4）。

例えば、配当で最低資本金の不足分200万円を補おうとすれば、通常は源泉税と合わせて250万円の配当を行わなければなりません。特例が適用されれば、不足分の200万円の配当で間に合うことになります。

この非課税特例を適用できる配当は、社員の出資の口数に応じて行われるものに限られます。また、総社員の同意があること、出資払込みは金融機関に一括して払い込むこと、配当の支払いと出資の払込みが同日の日に行われること、など厳格な要件が付されています。

資本金300万円までの増資なら自己資金でなんとかなると思っていたオーナーも、長い不況のあおりで難しくなってきたのでは。少しでも有利な方法で増資したいものです。

